

令和4～6年度鳥取県eラーニング研修業務プロポーザル選考実施要領

勤務場所や多様な働き方、業務都合にかかわらず、当県又は当県内の市町村等職員（以下「職員」という。）の都合に応じた研修機会を提供することで、職員の研修参加を向上させ、職員のさらなる能力向上を図るため、インターネット上で受講可能な「eラーニング」方式の研修を実施することとし、公募型プロポーザル方式により下記のとおり業務の受託業者を選考する。

記

1 業務の概要

(1) 業務名

令和4～6年度鳥取県eラーニング研修業務

(2) 業務の内容

本件業務の内容は概ね次に掲げるとおりとし、その詳細は、別紙1「令和4～6年度鳥取県eラーニング研修業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ア 受講環境の構築

イ eラーニング講座の提供

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託上限額

金16,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、各年度の委託上限額は、以下のとおりとする。

ア 令和3年度 なし

イ 令和4年度 金5,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ウ 令和5年度 金5,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

エ 令和6年度 金5,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザル選考に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「研修業務」に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザル選考に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和3年12月17日(金)正午までに3の(2)の場所に提出すること。この際、この公募型プロポーザル選考に参加するための登録申請であることを当該申請書類の提出と同時に、3の(2)の場所に必ず連絡すること。

(4) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 応募手続

(1) 事務局

本件調達に係る事務局は、次のとおりとする。

鳥取県総務部行財政改革局職員人材開発センター(担当:安永)

所在地 〒680-0024 鳥取県鳥取市玄好町209番地

電話番号 0857-23-3291 ファクシミリ 0857-23-3292

電子メール jinkai-center@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話番号 0857-26-7431

(3) 参加の申込

公募型プロポーザル選考に参加を希望する者は、あらかじめ(1)の場所へ電話連絡の上、令和3年12月27日(月)午後5時までに、参加申込書(様式1)と誓約書(様式2)を(1)の場所へファクシミリにより提出するものとする。

(4) プロポーザル選考実施要領等の交付

プロポーザル選考実施要領等は、令和3年12月9日(木)から同月27日(月)までの間にインターネットの当県ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/6432.htm>)から入手するものとする。

(5) 企画提案書等の提出

公募型プロポーザル選考の参加者は、参加申込書提出の後、別紙2「令和4～6年度鳥取県eラーニング研修業務 提出書類作成要領」(以下「提出書類作成要領」という。)に規定する提出書類(以下「企画提案書等」という。)を作成し、令和4年1月12日(水)午後5時までに持参又は送付の方法により正本(1部)及び副本(3部)を(1)の場所に提出するものとする。また、企画提案書等一式をPDFファイルに変換し、同ファイルを保存したCD-R等の電子媒体を併せて提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務の内書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

(6) 企画提案書等の無効

次に掲げるいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

ア 参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたもの

イ 提出書類作成要領に示す要件を満たしていないもの。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

(7) 提案者の失格

5の(2)の審査委員又はその予定者に対し、公募型プロポーザル選考に関し働きかけを行った者は失格とする。

(8) 著作権の取扱

ア 6の(3)の最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、提案者に帰属するものとする。

イ 6の(3)の最優秀提案者に選定されなかった企画提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。

ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(9) 企画提案書の取扱

企画提案書は、原則として返却しない。

なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出すること。また、提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(10) 企画提案書等作成に関する質疑応答

ア 企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、令和3年12月22日（水）午後5時までに3の(1)の場所へ電子メールにより提出すること。（任意様式）

イ 電子メール以外での質問は受け付けない。

ウ 質問及びその回答については、同月24日（金）までにインターネットの当県ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/6432.htm>）で公開する。

4 プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所

企画提案書等の内容について審査を行うため、Web会議システム等を利用したプレゼンテーションを実施する。ただし、状況により、提出された企画提案書のみで書面審査を行う場合がある。詳細は、提案者に別途連絡する。

ア 令和4年1月下旬頃（日時は、参加者に別途通知する。）

イ Web会議システム等を利用したリモート形式で実施。

ウ プレゼンテーションは、一者あたり20分とする。（質疑応答の時間を除く。）

(2) 参加資格

ア 公募型プロポーザル選考への参加を表明した者。

イ 参加資格要件を満たす者であって、企画提案書等の無効要件に該当しない企画提案書等を提出し、かつ提案者の失格要件に該当しない者とする。

(3) その他

ア 説明資料は、原則、提出した企画提案書等によるものとし、プレゼンテーション動画やサンプル映像などを表示させることも可とする。

イ その他、プレゼンテーションの実施に係る詳細については、必要に応じて3の(1)の事務局から連絡することとする。

5 審査会の設置

(1) 企画提案書を審査するため、「令和4～6年度鳥取県eラーニング研修業務プロポーザル選考審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は3名で構成し、会長及び審査委員を置くものとする。

6 評価方法及び選定方法

(1) 評価要領

審査会において使用する評価要領は、別紙3「令和4～6年度鳥取県eラーニング研修業務プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）のとおりとする。

なお、評価要領の内容は、プレゼンテーションの実施までに変更する可能性がある。この場合、公募型プロポーザル選考の参加者に、事前に周知することとする。

(2) 採点方法

ア 企画提案書の審査

企画提案書の内容審査に対する点数は、評価要領に示す各評価項目の配点の上限の範囲内で提案内容の審査に応じて加点した点数（以下「技術点」という。）とする。なお、技術点の上限は130点とする。

ただし、仕様書の4の(1)～(3)に記載する必要な要件を具備していることが分かる書類が提出されない場合及び各評価項目の技術点（各審査委員が採点した技術点の平均点とする。）のいずれか一項目でも0点となった者は失格とする。

イ 見積金額の審査

見積金額については、次の式により換算し、見積金額に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。なお、価格点の上限は20点とする。

価格点＝20点×（1－（見積金額／1の(4)の委託上限額））

また、1の(4)の委託上限額を超える見積りは失格とする。

(3) 最優秀提案者の選定

委託上限額の範囲内の見積書を提出した者であって、技術点（各審査委員が採点した技術点の合計の平均とする。）及び価格点の合計点（以下「合計点」という。）において、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者に選定する。

なお、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員の多数決により最優秀提案者を選定するものとする。

また、最優秀提案者以外の者についても、合計点順に順位付けを行い、合計点が同点の者が2者以上あるときは、審査委員の合議により順位付けを行う。

(4) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果は、令和4年2月上旬頃を目処に文書で提案者全員に通知し、その概要をインターネットの当県ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/6432.htm>) で公表するものとする。

イ アの通知内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

ウ 公表する内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載するものとする。

7 契約に関する事項

(1) 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更など、契約締結について再度調整を行った上で、見積書を徴して契約を締結する。

なお、協議が不調のときは、企画提案書の最終審査により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

また、契約金額のうち各年度に支払う金額は、1の(4)のア～エの金額を上限とし、その支払い方法は、契約の相手方（以下「受託者」という。）と協議の上、決定することとする。

(2) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に關与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（3）契約保証金

契約者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 全体スケジュール

- （1）令和3年12月9日（金）鳥取県ホームページ掲載（公募開始）
- （2）令和3年12月22日（水）企画提案書等作成に関する質問提出期限
- （3）令和3年12月27日（月）参加申込書提出期限
- （4）令和4年1月12日（水）企画提案書提出期限
- （5）令和4年1月下旬頃 審査会開催（審査実施）
- （6）令和4年2月上旬頃 審査結果の通知・契約協議開始

9 その他

（1）参加費用

この公募型プロポーザル選考への参加に要する一切の経費は、提案者の負担とする。

- （2）鳥取県議会令和3年11月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、評価及び選定を行わない。

(様式1)

参加申込書

<ファクシミリ送付先>

鳥取県総務部行財政改革局職員人材開発センター

担当 安永 宛

ファクシミリ：0857-23-3292

令和3年12月9日付け「令和4～6年度鳥取県eラーニング研修業務」に係る公募型プロポーザル選考に参加します。

記

| | |
|--------|--|
| 会社名 | |
| 代表者名 | |
| 住所 | |
| 担当者名 | |
| 電話番号 | |
| ファクシミリ | |

提出期限 令和3年12月27日(月)午後5時【必着】

※本申込書の提出前又は提出後速やかに担当まで電話連絡をしてください。

電話：0857-23-3291

(様式2)

誓約書

鳥取県総務部行財政改革局職員人材開発センター所長 澤 雅子 様

案件名称：令和4～6年度鳥取県eラーニング研修業務

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 当社は、法人格を有しています。
- 3 当社は、平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者又はその資格登録を申請中であるとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「研修業務」に登録されている者又はその業種区分に登録申請中の者であります。
- 4 令和3年12月9日（木）から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、本件業務の企画提案書の提出までに指名停止措置を受けた場合には、この公募型プロポーザル選考への参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 令和3年12月9日（木）から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。
また、本件業務の企画提案書の提出までに更生手続開始の申立てが行われた場合又は再生手続開始の申立てが行われた場合には、この公募型プロポーザル選考への参加資格を無効とされても異議を申し立てません。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 3年 12月 日

住 所
商号又は名称
役職及び氏名

(作成責任者)
所属・職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メールアドレス